

小金井市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業業務
委託（単価契約）プロポーザルによる業者選定審査基準

1 審査基準

(1) 一次審査基準

項目	評点項目	評価の着目点
1	会社概要及び実績	経営状況等、類似業務実績
2	企画提案書	事業目的等の理解、実施スケジュール及び実施体制
3	見積書	見積額の妥当性

(2) 二次審査基準

項目	評点項目	評価の着目点
1	業務体制	従事者の経験値、人員体制、専門性
2	企画提案内容	利用促進方法、市や他機関との連携、独自性及び優位性等
3	情報セキュリティ	セキュリティ体制、個人情報の管理・保護に対する考え方
4	プレゼンテーション	業務に対する意欲、熱意等
5	見積書	費用対効果

2 審査評価方法

(1) 一次審査

事前に提出される企画提案書等により、書類審査を行う。

(2) 二次審査

一次審査で選考された者の中から、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）について、二次審査基準によって判定を行い、その点数により候補者を決定する。なお、複数の事業者が同点となった場合には、一次審査における点数が高い事業者を上位とする。

3 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

4 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

5 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その得点で判定する。

6 候補者の選定

別途設置する審査委員会において、委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がされない恐れがあると審査委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

7 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (2) 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
 - ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - エ その他、設定した条件を満たしていない場合